

令和 7 年度 水質検査計画



高坂配水場

鶴岡市上下水道部

水質検査計画策定の目的

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の透明性を確保し、適正に水質検査が行われていることをお客さまに確認していただけるよう、検査地点、検査項目、検査頻度などを定めたものです。

また、水道法施行規則第15条第6項で「水道事業者は、毎事業年度開始前に水質検査計画を策定すること」と規定されています。

水質検査計画の内容（目次）

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 水道事業及び飲料水供給施設の概要・・・・・・・・	1
(1) 給水状況・・・・・・・・	1
(2) 給水区域及び水源の状況・・・・・・・・	3
(3) 水道水の水質状況・・・・・・・・	4
3. 検査項目、検査頻度及び検査地点・・・・・・・・	5
4. 水質検査方法及び委託区分・・・・・・・・	7
(1) 検査方法・・・・・・・・	7
(2) 水質検査の自己／委託の区分・・・・・・・・	7
5. 水質検査計画及び検査結果の公表・・・・・・・・	7
6. 放射性物質の検査・・・・・・・・	8
7. その他の留意事項・・・・・・・・	8
(1) 水道水源の汚染源の把握・・・・・・・・	8
(2) 関係者との連携・・・・・・・・	8
8. 用語解説・・・・・・・・	8
(別紙1) 水質検査項目、検査頻度・・・・・・・・	10
(別紙2) 水質検査実施地点・・・・・・・・	17

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている給水栓水(蛇口から出る水)の検査及び、原水(浄水処理する前の水)について検査を行います。
- また、飲料水供給施設についても水道法に準じて検査を行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている項目(水質基準項目、毎日検査項目)と、水質の安全管理上必要とした項目(水質管理目標設定項目、その他の項目、クリプトスポリジウム等検査及び放射性物質の検査)について行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類やこれまでの検査結果で得られた検出状況などを考慮して定めます。

2. 水道事業及び飲料水供給施設の概要

令和5年度の給水状況は以下のとおりです。

(1) 給水状況

区域等	給水人口 (人)	普及率 (%)	1日最大 給水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)
	令和5年度末		令和5年度	
鶴岡 (青龍寺を除く)	84,700	99.8	33,077	29,646
羽黒 (羽黒山を除く)	7,548	99.7	3,398	2,805
羽黒山 (飲料水供給施設)	2	100	26.7	20.5
櫛引 (下記を除く)	6,357	100	2,657	2,329
たらのき代	146	100	85	68
朝日 (下記を除く)	3,012	99.0	1,846	1,248
大網	145	88.4	218	165
大鳥	56	98.2	60	34
田麦俣	49	100	14.3	11

区域等	給水人口 (人)	普及率 (%)	1 日最大 給水量 (m ³)	1 日平均 給水量 (m ³)
	令和 5 年度末		令和 5 年度	
中 台 (飲料水供給施設)	9	100	12	9.2
大 平 (飲料水供給施設)	34	100	8.3	6.4
温 海 (下記を除く)	4,093	100	2,873	2,068
五十川	252	100	108	73
山五十川	384	100	152	102
戸 沢	166	100	57	39
菅野代	64	100	68	34
温海川	114	100	55	30
一 霞	68	100	84	62
小 国	210	100	97	61
木野俣	104	100	76	28
越 沢	211	100	133	83
関 川	90	100	66	45
小名部	240	100	93	56
鍋 倉	19	100	22	14
藤 島	9,249	100	3,663	2,764
三 川	7,041	100	2,358	1,990
合 計	124,320	99.8	49,168	43,791

(2) 給水区域及び水源の状況

地域等	給水区域 ※4	水源種別	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	水質管理上 留意すべき項目
鶴 岡	青龍寺、及び下記 を除く地区	広域水道	※2	72,602	※3
		地下水（鶴岡水源） ※1	塩素消毒のみ	10,000	農薬類
	三瀬、小波渡	地下水（豊浦水源）	塩素消毒のみ	1,200	農薬類
羽 黒	羽黒山を除く地区	広域水道	※2	6,483	※3
	羽黒山 (飲料水供給施設)	湧水	塩素消毒のみ	91	濁り 耐塩素性病原生物
櫛 引	下記を除く地区	地下水（山添水源）	塩素消毒のみ	3,499	農薬類、濁り 耐塩素性病原生物
	黒川、松根、宝谷、 田代、馬渡、桃平	広域水道	※2	1,591	※3
	たらのき代	地下水（たらのき代 水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	350	農薬類、濁り
朝 日	大平、中台及び下 記を除く地区	広域水道	※2	2,990	※3
	大網	湧水（大網水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	350	濁り
	大鳥	湧水（大鳥水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	210	濁り
	田麦俣	湧水（田麦俣水源）	塩素消毒のみ	66	耐塩素性病原生物
	中台 (飲料水供給施設)	湧水	逆浸透膜ろ過 ＋塩素消毒	149	濁り 耐塩素性病原生物
	大平 (飲料水供給施設)	湧水	膜ろ過 ＋塩素消毒	17	濁り
温 海	下記を除く地区	湧水、表流水、 伏流水、浅井戸 (第1～4水源)	急速ろ過 ＋塩素消毒	5,500	フロック生成の状 態、濁り
	鼠ヶ関	浅井戸（第5水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	2,280	農薬類、濁り

地域等	給水区域	水源種別	処理方法	処理能力 (m ³ /日)	水質管理上 留意すべき項目
温 海	五十川	伏流水（五十川水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	456	農薬類、濁り
	山五十川	湧水（山五十川水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	350	
	戸沢	湧水（戸沢水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	210	濁り
	菅野代	伏流水（菅野代水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	180	農薬類、濁り
	温海川	伏流水、表流水 （温海川水源）	膜ろ過 ＋塩素消毒	87	農薬類
	一霞	湧水（一霞水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	210	濁り
	小国	伏流水、浅井戸 （小国水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	192	農薬類、濁り
	木野俣	湧水（木野俣水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	210	
	越沢	湧水（越沢水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	210	
	関川	伏流水（関川水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	240	
	小名部	伏流水（小名部水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	264	濁り
	鍋倉	湧水（鍋倉水源）	紫外線照射 ＋塩素消毒	210	
藤島、三川	全地区	広域水道	※2	12,596	※3

※1：災害時等における予備水源です。

※2：広域水道供給元である山形県企業局が浄水処理を実施します。

ただし、蛇口での残留塩素濃度を水道法で定められた値（0.1mg/l以上）に維持するため、上下水道部が必要に応じて広域水道水に追加して塩素消毒を行います。

※3：原水及び浄水処理に係る水質管理は、広域水道供給元である山形県企業局が行います。

※4：青龍寺は青龍寺簡易水道組合、羽黒山、大平及び中台は飲料水供給施設の給水区域です。

（3）水道水の水質状況

すべての給水区域で水質基準を満たしています。

詳細については、鶴岡市上下水道部のホームページで公表しています。

(http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/suido/jyosuido/suido_kanren/suisitsukensa.html)

3. 検査項目、検査頻度及び検査地点

①水質基準項目検査（浄水）

ア) 検査項目 （詳細な検査項目は別紙 1－①参照）

全 5 1 項目すべてを省略せずに実施します。

イ) 検査頻度

水道法により過去の検査結果から検査頻度を減じることが出来る項目もありますが、すべての項目を年 1 回以上実施します。

ウ) 検査地点 （詳細な検査地点は別紙 2－①参照）

給水区域毎に 1 地点以上選定して実施します。

また、採水箇所はすべて給水栓（蛇口）とします。

②異常な臭味、残留塩素等の測定（浄水）

ア) 検査項目 （詳細な検査項目は別紙 1－②参照）

色、濁り並びに消毒の残留効果等について実施します。

イ) 検査頻度

1 日 1 回実施します。

ウ) 検査地点 （詳細な検査地点は別紙 2－②参照）

給水区域毎に 1 地点以上選定して実施します。

また、採水箇所はすべて給水栓（蛇口）とします。

③水質管理目標設定項目（浄水、原水）

ア) 検査項目 （詳細な検査項目は別紙 1－③参照）

浄水：全 2 7 項目中、本市で検査対象外の 2 項目、水質基準項目に含まれる 6 項目及び原水でのみ検査する 1 項目を除く 1 8 項目（農薬含む）について実施します。農薬類については、地域の実情に応じて 4 2 種類若しくは 2 5 種類を対象に実施します。

原水：消毒の際に生成する 5 項目と水質基準項目に含まれる 6 項目及び農薬類を除く 1 5 項目について実施します。

イ) 検査頻度

浄水、原水ともに最も水質が悪化していると思われる 8 月に年 1 回実施します。

ウ) 検査地点 (詳細な検査地点は別紙 2-③参照)

浄水：給水区域毎に 1 地点以上選定して実施します。ただし、農薬類については自己水源からの給水区域を対象とします。

原水：すべての浄水場で実施します。ただし、浄水場に複数の水源がある場合は浄水場入口等の集水地点 1 箇所で行います。

④その他の項目

原水での水質基準項目検査 (水源の汚染状況を把握するために実施)

ア) 検査項目 (詳細な検査項目は別紙 1-④参照)

原水での検査対象となる 39 項目についてすべて実施します。

イ) 検査頻度

最も水質が悪化していると思われる 8 月に年 1 回実施します。

ウ) 検査地点 (詳細な検査地点は別紙 2-④参照)

すべての水源を対象に行います。

⑤指標菌 2 項目検査 (クリプトスポリジウム汚染のおそれを判断するために実施)

クリプトスポリジウム等対策指針に基づいて、すべての水源を対象に年 1 ～ 12 回実施します。ただし、飲料水供給施設については、採水困難である冬季間 (12 ～ 3 月) は除きます。

なお、指標菌が検出された場合は、ただちにクリプトスポリジウム等検査を実施します。

⑥クリプトスポリジウム等検査

必要に応じて、検査項目、検査地点、検査頻度を定めて実施します。

⑦臨時の水質検査

次のような水質変化があり、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、「水質汚染事故対策マニュアル」等に従って必要な対策を講じるとともに、臨時の水質検査を行います。

ア) 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。

イ) 浄水処理の過程で異常があった場合。

ウ) 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。

エ) 水源、給水区域及びその周辺で消化器系感染症が発生した場合。

オ) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生した場合に直ちに実施し、水質異常が終息し蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

4. 水質検査方法及び委託区分

(1) 検査方法

検査項目の①水質基準項目、③水質管理目標設定項目、④その他の項目については、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって検査し、定量下限値及び測定精度もこれに従うこととします。

定めのない項目については、上水試験方法(日本水道協会)等により検査を行います。

(2) 水質検査の自己／委託の区分

検査項目の①水質基準項目、③水質管理目標設定項目、④その他の項目については、厚生労働大臣登録機関へ検査の実施を委託します。

なお、委託先については水質管理の知識、検査体制、検査精度等に考慮し、信頼のおける検査機関を対象に選定します。

②異常な臭味、残留塩素等の測定については、個人の方に委託し実施します。

⑦臨時の水質検査についてはその都度、最適な方法で実施します。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

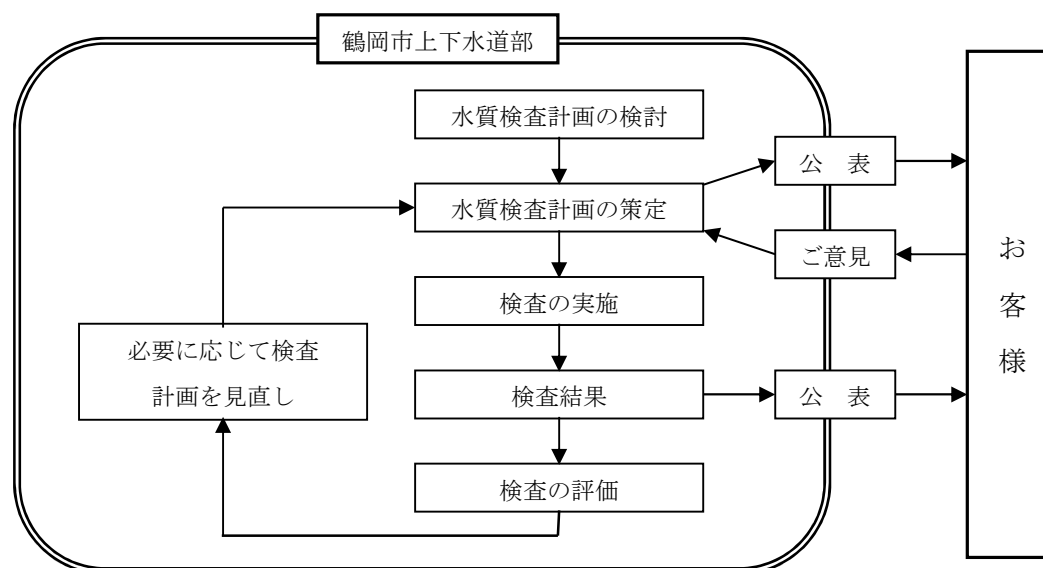
水質検査計画は毎年作成・公表し、同計画に基づいて水質検査を行います。検査の結果及び水質検査計画については、鶴岡市上下水道部のホームページ等で公表いたします。

水質検査計画策定の概要は下図のとおりです。

ホームページアドレス

http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/suido/jyosuido/suido_kanren/suisitsukensa.html

【鶴岡市公式ホームページ】→【暮らし】→【上下水道】→【水道】→【水道関連情報】→【水質検査】からご覧いただけます。



6. 放射性物質の検査

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故による水道水への影響を継続的に調査するとともに、安全性を確認するため厚生労働省が定める「水道水中の放射性物質のモニタリング方針」により、放射性物質の検査を行います。

なお、平成23年4月から実施している水道水中の放射性物質検査結果については、本市及び山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) で公表しています。

7. その他の留意事項

(1) 水道水源の汚染源の把握

水源付近及び上流域における汚染源、及び汚染源となるおそれのある事業所等の把握に努めます。

(2) 関係者との連携

水道水が原因で水質汚染事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、上下水道部が策定した「水質汚染事故に係る危機管理実施要領」に基づき各関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。

8. 用語解説

水質検査	水質試験を行い、その結果が試験項目ごとに設定されている基準値、又は指針値に適合しているかどうかを判定すること。本計画書では、原水で行う試験も含めすべて水質検査としています。
原 水	浄水処理する前の水
浄 水	原水を水質基準に適合させるため、浄水場でろ過や塩素消毒等で処理した水
塩素消毒	次亜塩素酸ナトリウムを注入し、有害な細菌を殺菌すること
水質基準項目	水道水を生涯にわたり連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じないことや、生活利用上（色、濁り、臭いなど）、あるいは水道施設の管理上障害が生じるおそれのないことを水準として、基準が設定されています。
水質管理目標設定項目	水質基準項目を設定する際に、毒性評価の関係から基準とすることが見送られたもののうち、一般環境中で検出されている項目、使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性がある項目などについて、水道水質を管理する上で留意すべき項目として設定されています。
クリプトスポリジウム	通常の塩素消毒では、十分な消毒効果が期待できない耐塩素性病原生物のこと。感染すると食欲不振、嘔吐、腹痛、下痢などの症状を呈しますが、無症状の人もあります。患者の免疫力が正常であれば通常は数日間で自然治癒しますが、免疫不全の方には重篤な感染を起こすことがあります。



川の水を挹^くんでみて、その水源の様子を理解するの意

この水質検査計画についてのご意見をお寄せください。
ご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先及び宛先

鶴岡市上下水道部水道課浄水係

〒997-0819

鶴岡市のぞみ町2番10号

電話 0235-23-7732

FAX 0235-22-9690

メールアドレス

suidou_koumu@city.tsuruoka.yamagata.jp

ホームページアドレス

http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/suido/jyosuido/suido_kanren/suitsukensa.html

(別紙1) 水質検査項目、検査頻度

①水質基準項目 (浄水)

	基準 番号	項目	基準値 (mg/l)	本市の 検査頻度	法定検査 頻度	備考
健康 関 連	1	一般細菌	100 個/ml 以下	12 回/年	12 回/年	病原生物
	2	大腸菌	検出されないこと			
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1 回/年以上	※1	金属類 無機物
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下			
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下			
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下			
	8	六価クロム化合物	0.02 以下			
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下			
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	4 回/年	4 回/年	消毒副生成物
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1 回/年以上	※1	金属類 無機物
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下			有機物
	14	四塩化炭素	0.002 以下			
	15	1, 4-ジオキサン	0.05 以下			
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下			
	17	ジクロロメタン	0.02 以下			
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下			
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下			
	20	ベンゼン	0.01 以下			
	21	塩素酸	0.6 以下	4 回/年	4 回/年	消毒副生成物
	22	クロロ酢酸	0.02 以下			
	23	クロロホルム	0.06 以下			
	24	ジクロロ酢酸	0.03 以下			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下			
	26	臭素酸	0.01 以下			
	27	総トリハロメタン	0.1 以下			
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下			
	30	ブロモホルム	0.09 以下			
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下			

	基準 番号	項目	基準値 (mg/l)	本市の 検査頻度	法定検査 頻度	備考	
性 状 関 連	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1 回/年以上	※1	着色	
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下				
	34	鉄及びその化合物	0.3 以下				
	35	銅及びその化合物	1.0 以下			味覚	
	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下				
	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下				着色
	38	塩化物イオン	200 以下	12 回/年	12 回/年	味覚	
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	1 回/年以上	※1		
	40	蒸発残留物	500 以下				
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		発泡		
	42	ジェオスミン※3	0.00001 以下	6 回/年 (5～10 月)	※2	におい	
	43	2－メチルイソボルネオール※4	0.00001 以下				
	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1 回/年以上	※1	発泡	
	45	フェノール類	0.005 以下			におい	
	46	有機物（TOC）	3 以下	12 回/年	12 回/年	味覚	
	47	pH 値	5.8～8.6			基礎的性状	
	48	味	異常でないこと				
	49	臭気	異常でないこと				
50	色度	5 度以下					
51	濁度	2 度以下					

※1：過去の検査結果等により検査頻度を定める項目。

※2：これらの物質を産生する藻類の発生が少なく、検査を行う必要が無いことが明らかである期間を除いて実施する項目。

※3：正式名称は、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール。

※4：正式名称は、1,2,7,7-テトラメチルビシクロ [2,2,1] ヘプタン-2-オール。

②異常な臭味、残留塩素等の測定（浄水）

項目	評価	本市での検査頻度	法定検査頻度	備考
色	異常でないこと	1 回/日	1 回/日	
濁り	異常でないこと	1 回/日	1 回/日	
異常な臭味	異常でないこと	1 回/日	1 回/日	
残留塩素	0.1mg/l以上	1 回/日	1 回/日	消毒の残留効果の検査

③－１ 水質管理目標設定項目（浄水、原水）

項目		目標値（mg/ℓ）	検査頻度	
			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して 0.02 以下	1 回/年	1 回/年
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して 0.002 以下（暫定）		
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して 0.02		
4	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	1 回/年	1 回/年
5	トルエン	0.4 以下		
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 以下		
7	亜塩素酸	0.6 以下	※2	※1
8	二酸化塩素	0.6 以下		
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下（暫定）	1 回/年	
10	抱水クロラール	0.02 以下（暫定）		
11	農薬類（42 種類、若しくは 25 種類）	検出値と目標値の比の和として 1 以下		—
12	残留塩素	1 以下		※1
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 以上、100 以下	※3	※3
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01 以下		
15	遊離炭酸	20 以下	1 回/年	1 回/年
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 以下		
17	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02 以下		
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 以下		
19	臭気強度（TON）	3 以下	※3	※3
20	蒸発残留物	30 以上、200 以下		
21	濁度	1 度以下		
22	pH 値	7.5 程度	1 回/年	1 回/年
23	腐食性（ランゲリア指数）	－1 程度以上、極力 0 に近づける		
24	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下（暫定）		
25	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	※3	※3
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下		
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	量の和として 0.00005 以下（暫定）	1 回/年	※4

※1：消毒を行った際に生成する項目のため、原水では検査を行いません。

※2：本市では発生源となる二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。

※3：水質基準項目に含まれるため、水質管理目標設定項目では検査を行いません。

※4：浄水のみで行います。

③－２水質管理目標設定項目（農薬４２種類）

※水稲及び果樹

農薬番号	種類名称	農薬番号	種類名称
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	62	テフリルトリオン
11	アラクロール	66	トリシクラゾール
12	イソキサチオン	67	トリフルラリン
15	イソプロチオラン (IPT)	71	ピラクロニル
18	イミノクタジン	72	ピラゾキシフェン
21	エトフェンプロックス	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)
23	オキサジクロメホン	76	ピロキロン
26	カズサホス	78	フェニトロチオン (MEP)
34	グリホサート	80	フェリムゾン
35	グルホシネート	82	フェントエート(PAP)
39	クロロタロニル (TPN)	84	フサライド
47	ジチカハート系農薬	85	ブタクロール
49	シハロホップブチル	89	プレチラクロール
51	ジメタメトリン	94	プロベナゾール
53	シメトリン	95	ブロモブチド
54	ダイアジン	97	ペンシクロン
55	ダイムロン	98	ベンゾビスクロン
56	ダゾメット、メタム及びメチルイソシアネート	100	ベンタゾン
57	チアジニル	101	ペンディメタリン
58	チウラム	106	マラチオン (マラソン)
60	チオファネートメチル	109	メタラキシル

③－３ 水質管理目標設定項目（農薬２５種類）

※水稲のみ

農薬番号	種類名称	農薬番号	種類名称
15	イソプロチオラン（IPT）	73	ピラゾリネート（ピラゾレート）
21	エトフェンプロックス	76	ピロキロン
23	オキサジクロメホン	80	フェリムゾン
39	クロロタロニル（TPN）	84	フサライド
49	シハロホップブチル	85	ブタクロール
51	ジメタメトリン	89	プレチラクロール
53	シメトリン	94	プロベナゾール
55	ダイムロン	95	ブロモブチド
57	チアジニル	97	ペンシクロン
62	テフリルトリオン	98	ベンゾビシクロン
66	トリシクラゾール	100	ベンタゾン
71	ピラクロニル	109	メタラキシル
72	ピラゾキシフェン		

④その他の項目

原水での水質基準項目検査

	基準 番号	項目	検査頻度	備考	《参考》 浄水での基準値 (mg/l)
健康 関 連	1	一般細菌	1 回/年	病原生物	100 個/ml 以下
	2	大腸菌			検出されないこと
	3	カドミウム及びその化合物		金属類 無機物	0.003 以下
	4	水銀及びその化合物			0.0005 以下
	5	セレン及びその化合物			0.01 以下
	6	鉛及びその化合物			0.01 以下
	7	ヒ素及びその化合物			0.01 以下
	8	六価クロム化合物			0.02 以下
	9	亜硝酸態窒素			0.04 以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン			0.01 以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10 以下
	12	フッ素及びその化合物			0.8 以下
	13	ホウ素及びその化合物			1.0 以下
	14	四塩化炭素	※1	有機物	0.002 以下
	15	1, 4-ジオキサン			0.05 以下
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン			0.04 以下
	17	ジクロロメタン			0.02 以下
	18	テトラクロロエチレン			0.01 以下
	19	トリクロロエチレン			0.01 以下
	20	ベンゼン			0.01 以下
	21	塩素酸			0.6 以下
	22	クロロ酢酸			0.02 以下
	23	クロロホルム			0.06 以下
	24	ジクロロ酢酸			0.03 以下
	25	ジブromクロロメタン			0.1 以下
	26	臭素酸			0.01 以下
	27	総トリハロメタン			0.1 以下
	28	トリクロロ酢酸			0.03 以下
	29	ブromジクロロメタン			0.03 以下
	30	ブromホルム			0.09 以下
	31	ホルムアルデヒド			0.08 以下

	基準 番号	項目	検査頻度	備考	《参考》 浄水での基準値（mg/l）
性 状 関 連	32	亜鉛及びその化合物	1 回/年	着色	1.0 以下
	33	アルミニウム及びその化合物			0.2 以下
	34	鉄及びその化合物			0.3 以下
	35	銅及びその化合物			1.0 以下
	36	ナトリウム及びその化合物		味覚	200 以下
	37	マンガン及びその化合物		着色	0.05 以下
	38	塩化物イオン		味覚	200 以下
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			300 以下
	40	蒸発残留物			500 以下
	41	陰イオン界面活性剤		発泡	0.2 以下
	42	ジェオスミン ※2		におい	0.00001 以下
	43	2－メチルイソボルネオール ※3			0.00001 以下
	44	非イオン界面活性剤		発泡	0.02 以下
	45	フェノール類		におい	0.005 以下
	46	有機物（TOC）		味覚	3 以下
	47	pH 値		基礎的性状	5.8～8.6
	48	味	異常でないこと		
	49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5 度以下			
51	濁度	1 回/年		2 度以下	

※1：基準番号 21～31 は消毒を行った際に生成する項目のため、原水では検査を行いません。

※2：正式名称は、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール。

※3：正式名称は、1,2,7,7-テトラメチルビシクロ [2,2,1] ヘプタン-2-オール。

指標菌 2 項目検査

項目	評価	検査頻度
大腸菌	検出されないこと	クリプトスポリジウム等対策指針に基づいて 年1～12回実施。 ※飲料水供給施設は冬期間(12～3月)を除く
嫌気性芽胞菌	検出されないこと	

クリプトスポリジウム等検査

項目	評価	検査頻度
クリプトスポリジウム	検出されないこと	必要に応じて実施。
ジアルジア	検出されないこと	

(別紙2) 水質検査実施地点

①水質基準項目（浄水）

地域	検査地点
鶴岡 (3 地点)	中山、東目、堅苔沢
羽黒 (3 地点)	押口、手向、羽黒山
櫛引 (3 地点)	上山添、黒川、たらのき代
朝日 (7 地点)	上田沢、熊出、大鳥、田麦俣、大網、中台、大平
温海 (15 地点)	湯温海、楨代、鼠ヶ関、五十川、山五十川、戸沢、菅野代、温海川、一霞、小国、木野俣、越沢、関川、小名部、鍋倉
藤島・三川 (1 地点)	添川

②異常な臭味、残留塩素等の測定（浄水）

地域	検査地点
鶴岡 (12 地点)	のぞみ町、宝町、谷定、中山、加茂、由良、少連寺、辻興屋、湯野浜、茨新田、東目、堅苔沢
羽黒 (5 地点)	押口、中川代、下川代、手向、羽黒山
櫛引 (3 地点)	下山添、松根、たらのき代
朝日 (10 地点)	越中山、熊出、下名川、行沢、倉沢、大鳥、田麦俣、大網、中台、大平
温海 (15 地点)	湯温海、楨代、鼠ヶ関、五十川、山五十川、戸沢、菅野代、温海川、一霞、小国、木野俣、越沢、関川、小名部、鍋倉
藤島 (2 地点)	砂塚、須走
三川 (1 地点)	土口

③－１ 水質管理目標設定項目（浄水）

地域	検査地点
鶴岡 (3 地点)	中山、東目、堅苔沢 ※中山、東目は農薬類を除いて実施。(堅苔沢は農薬 42 種類)
羽黒 (3 地点)	押口、手向、羽黒山 ※農薬類を除いて実施。
櫛引 (3 地点)	上山添、黒川、たらのき代 ※黒川は農薬類を除いて実施。(上山添は農薬 42 種類、たらのき代は 25 種類)
朝日 (7 地点)	上田沢、熊出、大鳥、田麦俣、大網、中台、大平 ※大平以外は農薬類を除いて実施。(大平は農薬 42 種類)
温海 (15 地点)	湯温海、楨代、鼠ヶ関、五十川、山五十川、戸沢、菅野代、温海川、一霞、小国、 木野俣、越沢、関川、小名部、鍋倉 ※湯温海、楨代、戸沢、一霞、鍋倉は農薬類を除いて実施。 (鼠ヶ関は農薬 42 種類、その他は 25 種類)
藤島・三川 (1 地点)	添川 ※農薬類を除いて実施。

③－２ 水質管理目標設定項目（原水）

地域	検査地点
鶴岡 (1 地点)	豊浦浄水場（三瀬）
羽黒 (1 地点)	羽黒山浄・配水場
櫛引 (2 地点)	山添水源（板井川）、たらのき代水源
朝日 (5 地点)	大鳥浄・配水場、田麦俣浄・配水場、大網浄・配水場、中台浄・配水場、 大平浄・配水場
温海 (14 地点)	温海浄・配水場（湯温海）、鼠ヶ関浄水場、五十川浄水場、山五十川浄・配水場、 戸沢浄・配水場、菅野代水源、温海川水源、一霞浄・配水場、小国浄水場、 木野俣浄・配水場、越沢浄・配水場、関川浄水場、小名部浄水場、鍋倉浄・配水場
藤島・三川 (0 地点)	自己水源がないため実施しない。

④その他の項目（原水での水質基準項目検査）

地域	検査地点
鶴岡 (7 地点)	鶴岡水源 1,2,3,4,5,6 井（伊勢横内）、豊浦水源（三瀬）
羽黒 (1 地点)	羽黒山水源
櫛引 (2 地点)	山添水源（板井川）、たらのき代水源
朝日 (5 地点)	大鳥水源、田麦俣水源、大網水源、中台水源、大平水源
温海 (18 地点)	温海第 1・2、第 3、第 4 水源、鼠ヶ関水源、五十川水源、山五十川水源、戸沢水源、菅野代水源、温海川第 1、第 2 水源、一霞水源、小国第 1、第 2 水源、木野俣水源、越沢水源、関川水源、小名部水源、鍋倉水源
藤島、三川 (0 地点)	自己水源がないため実施しない。